

## 所野みどりの里分譲宅地売渡価額表

(単位：円)

番号	区画番号	面積 ㎡	売渡単価 3.3㎡当たり	売渡価額	番号	区画番号	面積 ㎡	売渡単価 3.3㎡当たり	売渡価額	番号	区画番号	面積 ㎡	売渡単価 3.3㎡当たり	売渡価額
1	1-1	211	55,500	3,542,000	20	2-15	230	51,800	3,603,000	39	3-12	216	59,800	3,907,000
2	1-2	199	54,800	3,298,000	21	2-16	249	51,500	3,878,000	40	4-1	203	55,300	3,395,000
3	1-3	199	54,800	3,298,000	22	2-17	185	51,600	2,887,000	41	4-2	224	55,700	3,774,000
4	1-4	199	55,000	3,310,000	23	2-18	221	51,900	3,469,000	42	4-3	224	55,800	3,781,000
5	1-5	199	58,000	3,491,000	24	2-19	221	51,900	3,469,000	43	4-4	224	57,600	3,902,000
6	2-1	200	55,000	3,327,000	25	2-20	260	52,200	4,105,000	44	5-1	235	55,300	3,930,000
7	2-2	208	53,300	3,353,000	26	2-21	233	52,300	3,686,000	45	5-2	208	54,700	3,441,000
8	2-3	206	58,300	3,632,000	27	2-22	247	52,400	3,914,000	46	5-3	213	58,200	3,749,000
9	2-4	238	56,300	4,053,000	28	3-1	216	59,600	3,894,000	47	5-4	435	56,300	7,407,000
10	2-5	238	56,300	4,053,000	29	3-2	205	58,300	3,615,000	48	5-5	230	56,600	3,937,000
11	2-6	239	56,300	4,069,000	30	3-3	205	58,300	3,615,000	49	6-1	202	58,600	3,580,000
12	2-7	239	56,300	4,069,000	31	3-4	205	58,300	3,615,000	50	6-2	207	56,200	3,518,000
13	2-8	208	56,300	3,542,000	32	3-5	205	58,300	3,615,000	51	6-3	174	56,100	2,952,000
14	2-9	208	56,300	3,542,000	33	3-6	205	58,300	3,615,000	52	6-4	158	56,200	2,685,000
15	2-10	202	56,300	3,439,000	34	3-7	205	58,300	3,615,000	53	6-5	200	56,000	3,388,000
16	2-11	202	56,300	3,439,000	35	3-8	205	58,300	3,615,000	54	6-6	236	56,200	4,012,000
17	2-12	202	56,300	3,439,000	36	3-9	205	58,300	3,615,000	55	6-7	286	56,200	4,861,000
18	2-13	199	58,200	3,503,000	37	3-10	205	58,300	3,615,000	56	6-8	233	57,800	4,073,000
19	2-14	251	54,800	4,160,000	38	3-11	205	58,300	3,615,000	57	6-9	227	54,600	3,748,000

### 分譲宅地購入資金を特別貸付

今回、市が分譲する宅地を購入する方のために、特別の融資制度を設けました。

この制度は、市が市内の金融機関に資金を預託し、できるだけ低い利息で購入資金を融資しようとするもので、申し込みの資格、申し込みの方法などは、次のとおりです。

#### ◎申し込みの資格

①市が分譲する「所野みどりの里」の宅地の譲受人であること。

②年間所得の十二分の一の額が、毎月の返済金の五倍以上であること。この場合、申し込み人の属する世帯員の所得を加算することができると。

#### ◎融資限度額と利息

①融資限度額 三百万円

②利率 年利六・二％(予定)

③返済期限 十年以内、元利均等、月賦償還

三百万円の借り入れで、毎月の返済額は約三万四千円です。

#### ◎保証人と担保

①連帯保証人は二名以上必要です。

②取得した土地を担保とします。

#### ◎申し込みの方法

申込用紙(市農林商工課にあります)に、所定の事項を記入し、①分譲契約書と②市税務課が発行する所得証明書を添えて、市農林商工課商工係にお申し込みください。

#### 勤労者住宅資金融資制度

分譲宅地資金融資制度のほか、労働金庫を窓口とする「勤労者住宅資金融資制度」(限度額二百万円)も利用できますので、市農林商工課商工係にご相談ください。

#### 宅地分譲説明会

宅地分譲の申し込みは一月五日から受け付けますが、市では宅地分譲希望者に対し、宅地分譲の要領、住宅建設の規制、電気、電話などについての説明会を、次のとおり開催します。

とき 一月十日  
午後一時三十分  
ところ 市役所大会議室

### 広報につこう 臨時号

昭和54年12月15日発行

編集 総務課文書広報係

発行 日光市役所

栃木県日光市中鉢石町999

☎(0288)④1111 〒321-14

印刷 中津印刷所